

# 富山県中学校体育連盟専門部規約

第 1 条 富山県中学校体育連盟（以下県中体連とよぶ）の規約第 5 条により、次の県中体連専門部を設ける。

1 陸上競技	2 水泳競技	3 バスケットボール	4 サッカー
5 ハンドボール	6 軟式野球	7 体操競技	8 新体操
9 バレーボール	10 ソフトテニス	11 卓球	12 パドミントン
13 ソフトボール	14 柔道	15 剣道	16 相撲
17 スキー	18 ホッケー	19 テニス	

第 2 条 この専門部の事務局は、専門部委員長校に置く

第 3 条 専門部に、次の役員を置く。

1 部 長	1 名
2 委 員 長	1 名
3 強 化 主 任	1 名
4 地 区 主 任	4 名
5 部 員	若干名

第 4 条 部長は、県中体連の運動部活動研究協議会で選出し、部会の会務を総理する。

第 5 条 委員長は、競技種目毎に県中体連専門部より選出する。

第 6 条 強化主任は各地区中体連から選出された地区主任、委員の互選により選出し、その競技の強化について企画運営する。

第 7 条 地区主任は、各地区中体連から 1 名選出する。

第 8 条 部員は、各郡市中体連から選出する。

第 9 条 専門部の会議は、全役員をもって組織し、部長がこれを招集し、次の事項の審議並びに処理をする。

- 1 役員から委任された事項の処理
- 2 事業計画並びに運営に関する事項
- 3 専門事項の調査・研究
- 4 関係スポーツ団体との連絡・調整
- 5 その他、部の運営に必要な事項

第 10 条 専門部の運営費は、次による。

- 1 県中体連からの運営費
- 2 その他の収入

第 11 条 新たに専門部を設置する場合は、別に定める新規競技種目加盟基準に従う。

## 付 則

第 12 条 この専門部は、県中体連並びに地区中体連へ所定の役員を送る。

第 13 条 この専門部の規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 63 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。

平成 6 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。

平成 7 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。

平成 22 年 4 月 8 日一部改正、同日から施行する。

平成 27 年 4 月 10 日一部改正、同日から施行する。